

欧州郵便電気通信主管庁会議との相互承認の概要

- (1) 欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国のアマチュア無線技士の資格を有する者が、日本において運用する場合の資格の対比は次のとおりです。

欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国の資格	日本の資格
欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される資格	第一級アマチュア無線技士

- (2) 我が国のアマチュア無線技士の資格を有する者が、欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国において運用する場合の資格の対比は次のとおりです。

日本の資格	欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される国の資格
第一級アマチュア無線技士	欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 付録第 2 号別表第 1 号に規定される資格

- (3) 欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT：European Conference of Postal and Telecommunications Administrations）の Web サイトは、以下のとおりです。
<http://www.cept.org/>
- (4) 欧州郵便電気通信主管庁会議勧告 T/R61-02 は、以下の Web サイトに掲載されています。
<http://www.erodocdb.dk/Docs/doc98/official/pdf/TR6102.PDF>